

1.5 照射ベビーフード事件における一審、二審判決の概要

1. 一審判決

- 【判例 I D】 2 7 6 6 2 7 8 6
- 【要旨】
1. 食品衛生法七条二項による食品製造等に係る行政的規制に際しては、食品に起因する事故を防止するという目的の達成のため絶対的安全性が要求され、安全性に対し些かでも疑問のある食品は規制する、いわば「疑わしきは規制する」との原則が妥当するものと解すべきであり、これに違反する行為は、その実害の有無を問うまでもなく処罰の対象となる。
 2. 殺菌目的で食品に放射線を照射した行為につき、食品衛生法 7 条二項違反の罪の成立が認められた事例。
 3. 食品製造会社の役職員らが、殺菌の目的で粉末食品に放射線を照射した行為につき、食品衛生法 7 条 2 項、食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示 3 7 0 号）第一 B 1 違反罪の成立が認められた事例。
- 【裁判年月日等】 昭和 5 9 年 6 月 6 日／名古屋地方裁判所豊橋支部／判決／昭和 5 3 年（わ）第 2 8 9 号／昭和 5 3 年（わ）第 2 7 1 号
- 【著名事件名】 ベビーフード放射線照射事件第一審判決
- 【事件名】 食品衛生法違反被告事件
- 【裁判結果】 有罪
- 【上訴等】 一部確定、一部控訴
- 【審級関係】 控訴審 昭和 6 0 年 1 0 月 2 2 日／名古屋高等裁判所／刑事第 2 部／判決／昭和 5 9 年（う）第 2 7 2 号 判例 I D : 2 7 8 0 3 8 6 2
- 【参照法令】 食品衛生法 7 条／3 0 条／3 0 条の 2／3 3 条
- 【出典】 高等裁判所刑事判例集 3 8 卷 2 号 1 8 6 頁
判例タイムズ 5 3 4 号 2 6 7 頁

■ 27662786

主文

被告人 d、同 i を各懲役八月に処する。

被告会社 c 株式会社、被告人 p、同 e、同 f を各罰金一〇万円に、それぞれ処する。

右被告人 p、同 e、同 f が右各罰金を完納することができないときは、金五〇〇〇円を一日に換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

この裁判確定の日から二年間右各懲役刑の執行を猶予する。

理由

(本件犯行に至る経緯)

被告会社c株式会社(以下被告会社という。)は、愛知県豊橋市に本社工場及びk工場を置き、味噌、醤油等の天然調味料、野菜、肉等の粉末食品の製造、加工及び販売を業としていたもの、被告人dは、昭和三〇年一月一〇日から同五三年一月七日まで右被告会社の代表取締役として同会社の業務全般を統括掌理していたもの、同iは、昭和五〇年六月二三日から同五二年二月二〇日まで右被告会社の技術部長として製品の細菌検査、殺菌方法の検討及び決定等製品の品質管理並びに新製品の開発等の業務を総括指揮していたもの、同pは、昭和五〇年六月三〇日から同五二年二月二〇日まで右被告会社の生産部長兼k工場長として前記k工場等における製品の製造、加工、出荷等同会社の生産業務全般を総括指揮し、同月二日から同五三年一月六日まで同会社の技術部長として前記iと同様の業務に従事していたもの、同eは、昭和四八年九月一八日から群馬県高崎市に本店及び工場を置き、放射線を利用する産業に対して行うその放射線事業、放射線照射による医療用具の滅菌事業などを目的として営業していたj株式会社(以下jという)の専務取締役として同会社の業務全般を統括指揮していたもの、同fは、同年四月一日から同会社の営業課長、同五三年四月一日から営業部照射課長として放射線照射に関する受注等営業部門を担当していたもの、である。

被告会社では、昭和四八年一〇月ころから素材の新鮮な色や風味を残した野菜ジュースパウダーの開発を進め、素材の色や風味を損う従来の高温煮沸殺菌法に代えて摂氏六〇度程度の温度で約一五分ないし二〇分殺菌する加温殺菌法を試みていたが右殺菌法では一般細菌の滅菌効果が思わしくなく前記ジュースパウダーの納入先である食品製造業者o株式会社の一般細菌数一グラムにつき一〇〇〇個以下という納入規格に合致しないところから、被告人dの命により当時技術部長付であった被告人iが製造の最終工程における有効適切な殺菌方法の研究に務めていた。

そのころ、被告人iは、書籍『食品殺菌工学』中の「コバルト60のガンマ線照射殺菌法が食品についても非常に効果的である」旨の記述に接し、これにつき被告人dに報告し、その懇意の下に右照射殺菌法の検討を進め、同四九年四月二三日かねてから知己の当時r研究所食品照射開発試験室長のsを訪ね、食品に対する放射線

照射は現在ジャガイモの発芽防止にのみ許可されていることなどの説明を受けたが、持参した被告会社製のハウレン草、キャベツ、ポークエキスの各粉末一キログラム宛のサンプルについて0.5、1.0、1.5、2.0メガラドの四段階の線量でテスト照射を依頼した。

次いで、被告人 i は、同月末ころ右 s から被告会社に送付されて来たテスト照射済みサンプルの細菌検査などを行つたうえ、「放射線照射による殺菌効果が非常に高いので右殺菌法の採用を検討すべきである」旨の報告書をまとめて被告人 d に提出し、これを受けて同被告人は納入規格の厳しいものについては右照射殺菌法を採用することに決し、具体的実施方法等については被告人 i に一任した。

そこで、被告人 i は、同年六月一七日再度 r 研究所に前記 s を訪ね、同人から営業ベースの大量照射施設として前記 j を紹介され、直ちに同会社に赴き、予め右 s から電話連絡を受けていた同社営業（照射）課長被告人 f 及び専務取締役被告人 e と面会し、同被告人らに対し「d で製造している野菜パウダーに菌が多くて困っているが、q でテスト照射してもらつた結果効果があることが判つたので、j で野菜パウダーに放射線照射をして殺菌してもらいたい」旨申入れた。

これに対し、j の被告人 e 及び同 f らは、いずれも食品に対する放射線照射は、ジャガイモの発芽防止目的でのみ許されていることを承知していたが、食品の放射線照射に関する権威者である前記 s からの紹介によるものであること、r 研究所で既にテスト照射済みであると聞いていたこと、玉ネギに対する照射が近々許可になるとの情報があつたので乾燥野菜についても近く許可になるものと考えていたこと、将来の営業政策上も食品に対する照射は有望な分野であると考えられたことなどから、安全性の問題について深く考慮せず、前記 i の申入れを承諾し、j として被告会社との間で、食品である野菜パウダー等につき本件照射を引受けることとした。

（罪となるべき事実）

被告会社は味噌、醤油等の天然調味料、野菜・肉等の粉末食品の製造、加工及び販売を業としていたもの、被告人 d は昭和三〇年一月から同五三年一〇月まで右被告会社の代表取締役であつたもの、同 i は同五〇年六月から同五二年二月まで右被告会社の技術部長であつたもの、同 p は同五〇年六月から同五二年二月までは右被告会社の生産部長兼 k 工場長、その後同五三年一〇月まで技術部長であつたもの、同 e は同四八年九月から放射線事業等を営んでいた j の専務取締役であつたもの、同 f は同四八年四月から同五三年三月まで同会社の営業課長、その後営業部照射課長であつたものであるが、

被告人 d、同 i、同 p、同 e、同 f ら五名は、法定の除外事由がないのに、同 d、同 i、同 p においては被告会社の業務に関し、同 e、同 f においては前記 j の業務に関し、被告会社で製造中の食品に対し、殺菌を目的として放射線を照射することを共謀のうえ、被告人 i においては別紙犯罪事実一覧表（一）記載のとおり、昭和五一年一月一九日ころから翌五二年二月九日ころまでの間、前後一六回にわたり、同 d、同 p、同 e、同 f においては同一覧表（一）、（二）記載のとおり、同五一年一月一九日ころから同五三年五月一六日ころまでの間、前後二四回にわたり、前記被告会社 k 工場において販売の用に供するため噴霧乾燥及び混合工程まで製造した同一覧表製品名欄記載の卵顆粒ほか七品目の製品を同工場出荷係従業員らをして同工場から群馬県高崎市大八木町所在前記 j に輸送させ、被告人 i においては同一覧表（一）記載のとおり同五一年一月二〇日ころから翌五二年二月一五日ころまでの間、前後一六回にわたり、右製品合計1万6597.6キログラムに対し、同 d、同 p、同 e、同 f においては同一覧表（一）、（二）記載のとおり同五一年一月二〇日ころから同五三年五月一八日ころまでの間、前後二四回にわたり、右製品合計2万6380.4キログラムに対し、前記 j 内放射線照射施設において、同一覧表記載の t ほか四名の照射担当者をして、それぞれ、いずれも、コバルト60線源による吸収線量五〇〇キロラドのガンマー線を照射させ、もつて、法定の基準に合致しない方法で販売の用に供する食品を製造したものである。

（証拠の標目）〈省略〉

（法令の適用）

被告人ら五名の判示の所為は、それぞれ、いずれも包括して刑法六〇条、食品衛生法三〇条の二第一項、七条一項、二項、昭和三四年一二月二八日厚生省告示第三七〇号食品、添加物等の規格基準第1B1に該当し、被告会社の判示の所為は、包括して刑法六〇条、食品衛生法三三条本文、三〇条の二第一項、七条一項、二項、前記規格基準第1B1に該当するところ、被告人 d、同 i については所定刑中懲役刑を、その余の被告人ら三名については所定刑中罰金刑をそれぞれ選択し、それぞれその所定刑期、所定金額の範囲内で被告人 d、同 i を各懲役八月に、その余の被告人ら三名及び被告会社を各罰金一〇万円に処し、被告人 p、同 e、同 f が右の各罰金を完納することができないときは刑法一八条により金五〇〇〇円を一日に換算した期間当該被告人を労役場に留置することとし、被告人 d、同 i につき情状により同法二五条一項を適用してこの裁判の確定した日から二年間右懲役刑の執行を猶予することとし、訴訟費用については、刑事訴訟法一八一条一項但書を適用して被告人らに負担させないこととする。

(弁護人らの主張に対する判断)

被告会社、被告人 d、同 p から弁護人及び被告人 e、同 f から弁護人は、いずれも、国が食品衛生法（以下単に法という。）七条二項、昭和三四年一二月二八日厚生省告示第三七〇号規格基準（以下食品、添加物等の規格基準という。）第1B1違反として法三〇条の二により刑罰を課するためには、当該行為により衛生上の危害が発生していることが必要不可欠で、衛生上の危害が発生しないものについては、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するという法の立法趣旨からして法三〇条の二、七条二項、規格基準等の構成要件に該当しないか、もしくは実質的違法性がなく不可罰であるところ、吸収線量0.5メガ（五〇〇キロ）ラドのコバルト60のガンマー線照射によつて被射体から誘導放射能が生じないことは理論的にも実質的にも確認されているばかりか、一九八〇年秋開催のFAO（世界農業食糧機構）・IAEA（国際原子力機関）・WHO（世界保健機構）の国連関係三機関の照射食品の健全性に関する合同専門家委員会では「毒性試験、栄養、微生物の問題及び技術的観点から総合的に判断した結果最大平均線量一〇キログレイ（一メガラド）の範囲では広く食品全般に対しての放射線処理に特に問題はない」旨の総括報告がなされており、本件起訴にかかる吸収線量0.5メガラドの照射によつて何らの衛生上の危害が発生しないことは明らかで、本件照射行為は不可罰である旨、また、被告会社、被告人 d、同 p から弁護人、滅菌目的の食品に対する放射線照射が法七条二項、食品、添加物等の規格基準に違反して可罰的であるとするためには、当該行為自体が法秩序に反し社会的相当性を欠き公序良俗に反するものでなければならぬところ、前記国連関係三機関の合同専門家委員会が「一〇キログレイ（一メガラド）以下の線量による照射は凡ゆる食品について健全である」旨宣言し、これに対し有意義な科学的反証が存在しない以上法七条二項及び食品、添加物等の規格基準の照射禁止規定は時代に逆行する無意味な規定で到底法秩序を維持するための必要的立法とは考えられないから、中線量以下の放射線（ガンマー線）による滅菌のための照射行為は何ら法益を侵害し社会秩序を害する違法な行為とはいえず不可罰である旨、それぞれ主張する。

そこで、法七条、三〇条の二等の立法趣旨について考えるに、食品、添加物等の規格基準は、法七条一項に基づき定められているものであるが、法が、同条一項において厚生大臣に対し、公衆衛生の見地から、販売用の食品、添加物についての製造等の基準又は成分規格を定める権限を与え、同条二項において右基準又は規格に合わない食品、添加物の製造、販売等を禁止し、これが違反につき法三〇条の二で刑罰を課する旨を定めたゆえんは、「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、

公衆衛生の向上及び増進に寄与する」（法一条）という法目的を達成し現実に食品の安全性を確保し、食品に起因する事故を未然に防止するためには、通常直ちに人の健康を損なうおそれが極めて高い食品、添加物の製造、販売等を禁止している法四条の規定のみでは不十分であることに鑑み、法四条の二において健康に無害であることの確証のない新食品の販売を禁じ、法六条において化学的合成品たる添加物について厚生大臣が指定するもの以外の使用等を禁じていることに加えて、更に積極的な行政目的達成のための見地から、食品、例えば科学的に安全性の確認がなされていない放射線照射食品の取扱いや、化学的合成品たる添加物の使用方法等に関して、厚生大臣が公衆衛生上必要と考えられる具体的な基準又は規格（成分規格、使用基準等）を定めることができることとし、これらの遵守を食品関係営業者に義務づけることによつて食品の衛生を確保しようとしたことにあるものと解すべきである。

けだし、従来古くから天然自然に存在し食用に供されてきた食品においては、その安全性が人類の永い経験と叡智により確認されているのに対し、放射線照射食品、化学的合成物たる添加物等の新開発技術の所産たる食品においては、予期せざる人体に対する毒性が存在する可能性があり、かかる毒性の存否の確認には累代の動物実験など相当の日時をかけた慎重な検討を要するところから、完全な安全性の確認に至るまでその使用等につき所要の規制を加える必要があるからである。

そして、現代社会においては、食品が工場で大量生産され複雑な流通経路を経て広範囲に販売され、他方末端の消費者においてはその安全性を確かめる方途を有しないこと、しかも、一旦大量生産、流通、消費される食品に起因する事故が発生するときは、その被害は広汎かつ深刻なものとなりがちである（このことは森永砒素ミルク事件、カネミ油症事件などの経験に待つまでもなく明らかである。）こと等から、食品の安全性の確保につき単に食品製造業者に私法上高度の注意義務を負わせるのみでは不十分であるとして、食品に起因する衛生上の危害の発生の防止のため前記のとおり行政庁が更に積極的に行政的規制等の権限を有することとしている点に鑑み、右食品製造等にかかる行政的規制に際しては、前記の食品に起因する事故を防止するという目的の達成のため、絶対的安全性が要求され、安全性に対し些かでも疑問のある食品は規制する、いわば「疑わしきは規制する」との原則が妥当するものと解すべきである。

そこで、前記食品の衛生を確保し飲食に起因する事故を未然に防止するという法の目的からみて、厚生大臣が、法七条に基づき、食品を製造し、加工し、若しくは保存する目的で食品に放射線を照射することを認めるに当つては、公衆衛生の見地

から、放射線照射による食品に対する影響及びこれを摂取する人体に対する影響等を十分に研究して、その安全性及び必要性を確認する必要がある（この点では前記のとおりいわゆる「疑わしきは規制する」との原則が妥当する）、右の見地から現段階においては、食品一般の製造、加工及び保存基準において食品に対する放射線照射を一般的に禁止し、被照射食品ごとの各照射条件における安全性が必要かつ十分な科学的データその他食品衛生に関する資料等で裏付けられたものに関し、食品衛生調査会の答申を待つて個別的に当該食品について基準を定め、この基準に適合する場合のみその使用を認めることとしているのである。

そのような訳で、現在においては、食品に対する放射線照射に関しては、安全性が必要十分な資料により裏付けられた馬鈴薯に対する照射についてのみ一定の基準を設けてその禁止を解除しているにとどまり、未だその安全性が必要十分な資料により裏付けられていないその余の食品に対する照射は禁止されているところである。

なるほど、鑑定人 u の鑑定書、証人 u に対する当裁判所の尋問調書、「照射食品の健全性」（WHO レポート一九八〇年分）と題する書面、「食品照射に関する最近の国際的動向」と題するパンフレット等によれば、弁護人所論のとおり、一九八〇年秋のFAO、IAEA、WHOの国連関係三機関の照射食品の健全性に関する合同専門家委員会では、「一〇キログレイ（一メガラド）以下の線量による照射は凡ゆる食品について健全である。」旨の報告書を採択していることが認められるが、他方前記証人 u に対する当裁判所の尋問調書第二四回公判調書中の証人 v の供述部分、「照射ジャガイモの安全度」と題するパンフレット等によれば、専門家の間でも、右一九八〇年の合同専門家委員会の報告書について、照射による有害な影響は時間の経過により消褪するので人間が実際に摂食する時点での毒性につき検討すべきであるとか、照射食品の承認はたとえ無条件承認の場合であつても新しい試験結果が出される毎に再評価されることになっておりその意味では絶対的、最終的なものではないとか、前回一九七六年の合同専門家委員会の報告書中で今後研究を要するとされた検討課題が切捨てられているとか、重要な実験データが未公刊のデータにより裏付けられていて追試確認が困難であるとか、個々の食品目の防虫、発芽防止、微生物の除去、細菌数の減少等照射食品目と照射目的とを設定してそれぞれ無条件許容最大平均線量を検討しながら結論として突如前記のように「あらゆる食品について最大平均線量一〇キログレイ（一メガラド）以内の範囲で照射を無条件で受け入れる」とした点で論理の飛躍があるとか、多くの疑問が提起されているばかりか、w の司法警察員に対する供述調書によれば、食品に対する放射線照射に関し開発試験

を進めていた r 研究所では昭和四九年以来流通性の高いウインナソーセージ、蒲鉾、米、密柑等七品目を指定して各品目に対する照射目的、適正線量、照射方法、照射条件等に関する研究を行なっていたがその対象品目として本件で問題となっている乾燥野菜等は全く研究対象として取扱われていなかったこと、また、近年の冷凍食品等低温流通網（コールドチェーン）の普及により、我国においては食品に対する放射線照射の禁止を解除する必要性はむしろ減少していること、等が認められる。

してみれば、法七条、食品、添加物等の規格基準に違反するような食品又は添加物の製造、加工、使用、販売、調理をなすことは、法四条に違反するものであるか否かを問うまでもなく、もとよりそれが直ちに人の健康を損なうおそれがあるか否か、ましてや実害の発生の有無を問うまでもなく、法七条違反として取締まりの対象となるものと解すべきである。

また、将来はともかく、現段階、いわんや昭和五一年一月から同五三年三月の本件起訴にかかる食品に対する照射がなされた時点では、法七条、それに基づく食品、添加物等の規格基準第1B1における馬鈴薯以外の食品に対する照射の禁止の規定は、国及びその子孫の生命と健康を守るためには必要かつ合理的、妥当なものであつて、被告人らの本件照射行為は、法秩序に反し社会的相当性を欠き公序良俗に反することは明白である。

よつて、前記各弁護人らの主張はいずれも失当で採用の限りではない。

よつて主文のとおり判決する。

犯罪事実一覧表（一）、（二）〈省略〉

2. 二審判決

【判例 I D】	2 7 8 0 3 8 6 2
【要旨】	1. 殺菌のため吸収線量五キログレイの放射線を照射して乾燥粉末野菜等を製造することが、食品衛生法七条二項にいう基準に合わない方法による食品の製造に当り違法とされた事例。 2. 食品製造会社の役職員らが、殺菌の目的で粉末食品に放射線を照射した行為につき、食品衛生法 7 条 2 項、食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示 3 7 0 号）第一 B 1 違反罪の成立が認められた事例。
【裁判年月日等】	昭和 6 0 年 1 0 月 2 2 日／名古屋高等裁判所／刑事第 2 部／判決／昭和 5 9 年（う）第 2 7 2 号
【事件名】	食品衛生法違反被告事件
【裁判結果】	棄却
【上訴等】	確定
【審級関係】	第一審 昭和 5 9 年 6 月 6 日／名古屋地方裁判所豊橋支部／判決／昭和 5 3 年（わ）第 2 8 9 号／昭和 5 3 年（わ）第 2 7 1 号 判例 I D : 2 7 6 6 2 7 8 6
【参照法令】	食品衛生法 7 条／食品、添加物等の規格基準
【出典】	高等裁判所刑事判例集 3 8 卷 2 号 1 7 6 頁

■ 27803862

名古屋高等裁判所

昭和 5 9 年（う）第 2 7 2 号

昭和 6 0 年 1 0 月 2 2 日

主文

本件各控訴をいずれも棄却する。

当審における訴訟費用中証人 a に支給した分は被告人ら全員の、同 b に支給した分は被告人 c 株式会社、同 d のそれぞれ連帯負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、被告人 e、同 f につき弁護士入澤洋一名義の控訴趣意書中各当該被告人関係部分に、被告人 c 株式会社、同 d につき弁護士長屋誠名義の控訴趣意書及び控訴趣意補充書中各当該被告人関係部分に（但し、右各控訴趣意書については当審第一回公判期日における右各弁護人の釈明参照）、これに対する答弁は検察官鈴木芳一名義の答弁書に、それぞれ記載されているとおりであるから、ここにこれらを引用する。

第一 被告人 e、同 f 両名関係

（一） 弁護人の控訴趣意第一点（訴訟手続の法令違反の論旨）について

所論は要するに、原判決書がその（証拠の標目）の項に挙示した g、h、被告人 e、同 f の検察官に対する各供述調書は、取調担当の司法警察職員が右の者らに対し長期間拘禁することをほのめかせたり、認めれば軽い処分で済ませてやると申向けたりして強制し、これを誘導して原判示事実に沿う供述をなさしめてこれを記載した供述調書を作成し、取調担当検察官は、右司法警察職員に対する供述調書を基礎にしてこれと同旨の内容の供述をなさしめ、特に被告人 e、同 f の場合にあつては検察官の取調に際し、その前の段階で同被告人らを強制して取調をした警察官が同行し、同被告人らを後方から監視していたのであるから、警察段階での強制状態が引き継がれた状態で取調がなされたことは明らかで、いずれにしても右四名の検察官に対する各供述調書は任意性を欠いていて証拠能力がなく、また仮に任意性があると認めるとしてもその証明力が極度に低いため同様証拠能力が否定さるべきであるのにこれらを原判示事実認定の証拠とした原審の訴訟手続は法令に違反したもので、右訴訟手続の法令違反が判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

所論にかんがみ、記録を調査して検討するに、証人 h、被告人 e、同 f の原審公判廷における各供述によれば、右の者らが原判示事実を被疑事実として警察で取調を受けた初期の段階ではいずれも被照射物件は飼料と認識していたかのような弁解をしたけれども、捜査官らは右弁解を容れて直ちに捜査を打ち切ることなく、その供述の矛盾点を種々追及し、結局右 g から四名はいずれも警察段階で、右被照射物件が食品であることの認識を有していたことを認めるに至つたという本件捜査の経緯事実は認めることができるけれども、前示飼料であつた旨の弁解はいずれも本件事案の経過からして客観的状況と合致せず、合理性に乏しいものであると思料できるから取調担当警察官らが右四名の右弁解により直ちに捜査を打ち切ることなくその矛盾点を種々追及するのまことにやむを得ないところで、本件全記録に徴するも、右警察段階における右自白が特段に強制、脅迫によるものであることは認

められず、特に検察官において、右 h、被告人 e、同 f に対しなんらかの不当な圧力を加えたと認められるような証拠はなく、検察官に対する供述は全く任意になされたものであることは明らかであり、また証人 g の原審公判廷における供述記載を仔細に検討してみても同人の所論検察官に対する供述調書の記載の任意性に疑を挟ませるような事情は全く見出し得ない。従つて所論の前記四名の検察官に対する各供述調書の記載の任意性に疑を挟む余地はないことに帰する。

また、前掲の各検察官に対する各供述調書の記載内容をつぶさに調べても所論のように、その証明力があまりにも低いとは認められない（この点に関しては、本理由中後記第一の（二）の項の説示参照）。よつて、これらの検察官に対する各供述調書を原判示事実認定の証拠とした原審の訴訟手続には所論のような法令違反があるとは認められない。論旨は理由がない。

（二） 弁護人入澤洋一の控訴趣意第二点（事実誤認の論旨）について

所論は要するに、被告人 e、同 f が、本件被照射物件が食品であつたとの認識を有していた事実に関しては合理的疑を挟む余地が多分にあつて、原判示事實は到底認定するに由ないのに、右認識を有していた事実を認定のうえ被告人 e、同 f の所為を食品衛生法違反罪に間擬した原判決は事実を誤認したもので、右事実誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

所論にかんがみ、記録を調査して検討するに、原判決挙示の証拠を総合すれば、所論にもかかわらず本件被照射物件が食品であつたことに関し被告人 e、同 f が十分な認識を有していた事實は優に認定することができる。

すなわち原判示罪となるべき事實は所論の認識の点をも含め被告人 e、同 f が捜査段階の途中から本件公訴の提起に至るまで一貫して自白していたところであつて、右自白は原判決挙示のその他の関係各証拠ともよく合致、符合して、全く不自然、不合理の点がない。原判決挙示の各証拠を総合すれば、被告人 e、同 f は、昭和四九年六月ころ原審相被告人 i の訪問を受け、その際同人から、j 株式会社において放射線照射による殺菌を依頼され、被照射体は乾燥野菜であることを打ち明けられ、乾燥野菜は食品であることは勿論認識したが、食品に対する放射線の照射は食品衛生法により禁止されているので、これを表向き飼料として取り扱おうと相談した事實及び、その後昭和五一年一月ころ被告人 e、同 f は被告人 c 株式会社 k 工場を挨拶のため訪問し、前記 i から放射線照射による殺菌を依頼された相手が被告人 c 株式会社であつてその業務内容は食品の製造であることを実見、確認してきた事實が明らかに認められるのであつて、前記証拠中原審相被告人 i が、j 株式会社側の業務担当者に紹介されることを望んで l 協会の m らを訪ねた際自分のことを

養魚の業務に従事している旨申し述べたことがある（もつとも証人mの原審公判廷供述に徴すると右事実自体がしかく確実なものであるかどうかも疑問である。）とか、本件被照射食品の取引が被告人c株式会社とは法形式上のみは別の株式会社n名義でなされたことも多いとか、被告人c株式会社の側で一方的に被照射物件の表向の品名をポリ袋に変更したとかいうやや所論に添うと思われる事情も認められないではないが、これらやや所論に添うと思われる諸事情を逐一検討してみても、結局原判示事実、特に被告人e、同fの本件被照射物件が食品であることを認識していたという前記認定事実に対し合理的疑を挟ませるような意味を有するものであるとは到底解せられない。被告人e、同fの、本件被照射物件を飼料と思つていた旨の原審公判廷における各供述記載は前記認定事実と比較して、単なる弁疏と認めざるを得ない。従つて原判決には所論のような事実誤認は認められない。論旨は理由がない。

第二 被告人四名関係

弁護人の控訴趣意第三点（可罰的違法性の主張に関する事実誤認の論旨）及び弁護人の控訴趣意中本件所為の食品衛生法三〇条の二、七条該当性を争い、その実質的違法性の欠如、ひいては原判決の食品衛生法の右条項の解釈の誤、食品に対する放射線照射の安全性に関する事実誤認を主張する論旨について

右各所論を総合要約すると要するに、一〇キログレイ以下の総平均線量による放射線の照射は、いかなる食品に対してしても全く安全であつて、このことはI A E A・F A O・W H Oの一九八〇年合同専門家会議の報告によつて確認されており、右基準以下でした本件被照射物件に対するガンマー線照射殺菌は、安全性の面でなんらの問題もないから、被告人らの所為は可罰的違法性ないし実質的違法性を欠き、従つてこれを処罰すべきものではなく、また被告人らの所為は食品衛生法三〇条の二、七条二項に該当しないのに原判決が本件事実認定の前提である右照射の安全性についての判断を誤り、ひいては被告人らの所為が前記各法条に該当するとしたのはこの点に関する事実を誤認し法令解釈を誤つたものであつて右事実誤認及び法令の解釈適用の誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

所論にかんがみ、記録を調査し、当審における事実取調の結果をも参酌して検討するに、所論一九八〇年合同専門家会議の報告が国連あるいはW H O等国連機関加盟国を法的に拘束するものでないことはいうまでもないところ、前記報告等を総合すると、一〇キログレイ以下の総平均照射量で食品を照射しても、毒物学的栄養学のおよび微生物学的にも問題がない旨の報告がなされており、また一部の国において、一定の厳格な条件の下に、一定の食品について放射線照射による殺菌を許して

いることは認められるが、ひるがえって我が国の現状によれば、前記報告の結果にも一抹の疑問なしとせず、また世論の動向もあり結局のところ粉末野菜食品等原判示食品に対する放射線照射の安全性は未だもって確認されていない段階にあると認めざるを得ない。しかも食品に対する放射線の照射の許容はその前提として各個別食品の品目ごとに、照射線量の許容限度、再照射されていないことの確認、照射の設備場所方法等の検査、確認、取締体制に対する十分な配慮がなされねばならないことは、いうまでもないところであるが、我が国の関係官庁において、食品に対する放射線照射の許可に関し、未だ、右のような立法準備行為についての討議などもなされていない現状であることは当審における事実取調の結果によつて認められる。

右のように考察すれば、結局原判決がその（弁護人らの主張に対する判断）の項中で所論に関し説示するところはすべて肯認することができ、被告人 e、同 f の所為には可罰的違法性がないとか被告人 c 株式会社の業務に関してなした被告人 d の所為には実質的違法性がなく右所為は食品衛生法三〇条の二、七条二項に該当しないとか、原判決は同条項の解釈を誤り、また食品に対する放射線照射の安全性に関する事実を誤認したもので、右法令解釈の誤、事実誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであるとかの所論は到底採用するに由ない。論旨は理由がない。

第三 被告人 c 株式会社、被告人 d 関係

（一） 弁護人の控訴趣意中期待可能性の不存在の論旨について

所論は要するに、被告人 d は、被告人 c 株式会社の得意先である株式会社 o からの食品中の生菌数に関する規格が余りに厳格なものになつてきたので、その要求に応ずるため本件放射線照射による食品殺菌を実行するに至つたもので、右所為は一私企業の代表者として他の方途のない已むを得ないものであつたから、被告人 d に対し右以外の行動に出ることは期待できず、従つて被告人 d の行為を有責とすることはできず、ひいて被告人 c 株式会社を処罰することも許されないというのである。

所論にかんがみ、記録を調査して検討するに、取引先の要求する食品の衛生基準が厳格となり、そのため自分が代表者をしている企業の保有している食品製造技術によつては、右要求基準に合致する食品を製造することが採算上ほとんどできなくなつたからといつて、右取引先の要求に応ずるため原判示趣旨で制定された法の禁止する食品殺菌手段をとつた被告人 c 株式会社の代表者である被告人 d の所為を期待可能性を欠くものと評価することのできないことは多言を要しないところであるから所論は到底採用するに由ない。論旨は理由がない。

（二） 弁護人の控訴趣意中食品衛生法三〇条の二、七条二項が憲法三一条に違

反すると主張する論旨について

所論は要するに、食品衛生法七条はその一項において厚生大臣に販売用食品につき一定の「基準」または「規格」を定める権限を与え、同二項において右「基準」に合わない食品の販売を禁止し、同法三〇条の二により同法七条二項に違反する所為を処罰することを規定しているが、右食品衛生法の規定は刑罰法規の構成要件の内容を厚生大臣の定めるところに委ねるもので、罪刑法定主義の原則に反し、ひいては法律の定める手続によらなければ刑罰を科せられることのない権利を保障した憲法三一条の規定に反する、というのである。

しかしながら法律で刑だけを規定し、その構成要件の具体的内容を政令以下の命令等で定めることとしても、それが特定の事項に限定され、そうすることに合理的理由があり、かつその内容が所定の命令によつて明確になつていれば右刑罰法令の内容はなお法律によつて定められたものということを妨げられないから、原判示のと通りの趣旨、理由で制定された所論食品衛生法の規定が罪刑法定主義、ひいては憲法三一条に違反しているとする所論は採用するに由ない。論旨は理由がない。

よつて、本件各控訴は、いずれもその理由がないから、刑事訴訟法三九六条に則り、これを棄却することとし、なお、当審における訴訟費用については、刑事訴訟法一八一条一項本文、一八二条を適用し、証人 a に支給した分を被告人ら四名に、同 b に支給した分を被告人 c 株式会社、同 d にそれぞれ連帯して負担させることとして、主文のとおり判決する。

刑事第 2 部

(出典：第一法規 法情報総合データベース)